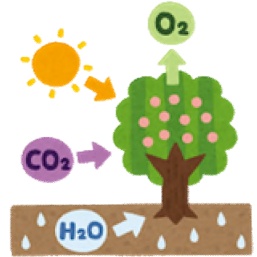


岩手県企業の森づくりCO2吸収量認定制度



企業の森づくり活動による二酸化炭素の吸収量を認定します！

この制度では、企業の森づくり活動の成果として、二酸化炭素（CO₂）吸収量を評価・認定しています。



認定の流れ

① 企業の森づくり活動の協定等に基づき森林整備活動を実施

② CO₂吸収量の認定を申請

③ 県が現地調査を実施し、CO₂吸収量を算定

④ 認定審査委員会で審査

⑤ CO₂吸収量認定証の交付

認定対象

【対象者】

県内で森林所有者と企業の森づくり活動に関する協定等を締結し、森林整備活動を実施した企業等

【対象活動】

平成21年4月度以降に締結した協定等に基づき実施（費用負担を含む）した**植栽、除伐及び間伐**

申請期間

毎年「10月1日から10月20日」
※申請は協定1件につき1回のみ可能

CO₂吸収量の算定期間

○植栽 : 実施後10年間
○除伐、間伐 : 実施後1年間

認定の利用

認定書は社会貢献活動の証として広く広報活動に利用可能です。

※県独自の方法により算定するものであり、他の認証制度に本制度の認定量を活用することはできません。
ただし、県が行う「いわて地球環境にやさしい事業所」認定制度のカーボン・オフセットの根拠資料として活用することができます。

〈お問い合わせ先〉

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県農林水産部森林整備課 整備担当

TEL 019-629-5791 FAX 019-629-5794 E-mail AF0011@pref.iwate.jp